

## 答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した特別児童扶養手当認定請求却下処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

### 第 1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

### 第 2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、東京都知事（以下「処分庁」という。）が請求人に対し平成 28 年 7 月 5 日付けで行った特別児童扶養手当認定請求却下処分（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるものである。

### 第 3 請求人の主張の要旨

本人が一人でできることはなく、すべて親の介助がないと困難であり、言葉もあまりわからず、排泄もすべておむつ、危険であることも理解できない。担当医師が 24 時間目を離せないと診断しており、障害の程度は 1 級に当たると考える。

### 第 4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法 45 条 2 項により棄却すべきである。

### 第 5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
平成 28 年 10 月 24 日	諮問
平成 28 年 12 月 15 日	審議（第 4 回第 1 部会）
平成 29 年 1 月 17 日	審議（第 5 回第 1 部会）

## 第 6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

### 1 法令等の定め

- (1) 特別児童扶養手当は、法 3 条の規定に基づき、障害児の父又は母が障害児を監護するとき等に、その父又は母等に対して支給されるものであり、支給要件に該当する程度の「障害児」について、法 2 条 1 項は、「20 歳未満であつて、第 5 項に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態にある者をいう」ものとし、同条 5 項は、「障害等級は、障害の程度に応じて重度のものから 1 級及び 2 級とし、各級の障害の状態は、政令で定める」ものとしている。

そして、法施行令（以下「政令」という。）1 条 3 項の規定に基づき、政令別表第 3（別紙 2）は、各級の障害の状態を定めており、障害の種別の障害程度の認定基準については、認定要領において認定基準が定められている。

法 39 条の 2 は、法の規定により都道府県が処理することとされている事務は地方自治法 2 条 9 項 1 号に規定する法定受託事務であるとしており、認定基準を定めた認定要領は、法定受託事務の処理についての同法 245 条の 9 第 1 項の規定による処理基準であると解され、その定めるところは、精神又は身体に障害を有する児童についての特別児童扶養手当支給事務の処

理を遂行する上で、法の解釈及び運用指針として処分庁の事務処理を拘束するものである。

- (2) 本件児童の障害の認定については、提出された診断書が様式4号（知的障害・精神の障害用）であることから、認定基準第7節「精神の障害」に基づいて行うこととなる。

そして、政令別表第3及び認定基準（第7節・1）によれば、精神の障害の程度は、その原因、諸症状、治療及びその病状の経過、具体的な日常生活状況等により、総合的に認定するものとし、「日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの」を1級、「日常生活が著しい制限を受けるか又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの」を2級と認定するものとしている。

さらに、認定基準において、精神の障害は、「統合失調症、統合失調症型障害及び妄想性障害」、「気分（感情）障害」、「症状性を含む器質性精神障害」、「てんかん」、「知的障害」及び「発達障害」に区分するものとされ、区分ごとに認定の基準が定められている（第7節・2）。

- (3) 法施行規則1条は、認定の請求を行う場合、特別児童扶養手当認定請求書に、支給対象障害児が法2条1項に規定する状態にあることに関する医師等の診断書等（同条2号）を添えて、提出することを定めており、認定要領2・(4)によれば、障害の認定は、同診断書等によって行うこととされているから、本件の場合も、本件診断書に記載された症状を基に、認定基準により認定を行うこととなる。

なお、都道府県には、児童の障害の状態を審査するために必要な医師（本件においては、審査医）を置くこととされている（認定要領3・(1)）。

- 2 これを本件についてみると、本件診断書によれば、〇〇さんの障害の原因となった傷病名は「ADHD、知的障害」と記載され

ているが、「知的障害」の場合、「標準化された知能検査による知能指数がおおむね35以下のものが1級に、おおむね50以下のものが2級に相当する」とされているところ（認定基準第7節・2・D・(2)）、〇〇さんの発達指数（DQ61）が50を超えていることから、知的障害の程度は軽度であり、その障害の認定に際しては、「知的障害」ではなく「発達障害」の区分に基づいて行うことになる。

これに照らして本件診断書をみると、障害の原因となった傷病名には「ADHD（注意欠陥多動性障害）」が認められ、「発達障害関連症状」欄（8）では、「相互的な社会関係の質的障害」、「言語コミュニケーションの障害」及び「限定した常同的で反復的な関心と行動」に該当するとされていることから、〇〇さんには「発達障害」があるものと認められる。

そして、発達障害の程度については、「発達障害があり、社会性やコミュニケーション能力が欠如しており、かつ、著しく不適応な行動が見られるため、日常生活への適応が困難で常時援助を必要とするもの」が1級、「発達障害があり、社会性やコミュニケーション能力が乏しく、かつ、不適応な行動が見られるため、日常生活への適応にあたって援助が必要なもの」が2級と例示しており、発達障害とその他認定の対象となる精神疾患が併存しているときは、併合認定の取扱いは行わず、諸症状を総合的に判断して認定することとされ、また、日常生活能力等の判定に当たっては、身体的機能及び精神的機能を考慮の上、社会的な適応性の程度によって判断するよう努めるものとされている（認定基準第7節・2・E）。

よって、〇〇さんの発達障害の程度の判定に当たっては、本件診断書の作成時点において、〇〇さんが3歳4か月と幼少であり、年齢的に身体的機能又は社会的な適応性が未熟であること、障害

のない幼児の日常生活能力を考えた場合でも一定程度の介助や注意が必要な年齢であることを考慮する必要がある。

「発達障害関連症状」欄（8）には、〇〇さんの発達障害の程度・症状等として「対人相互関係がうまくとれない」と記載されている。しかし、「意識障害・てんかん」欄（9）には記載がなく、「精神症状」欄（10）には「自閉」、「問題行動及び習癖」の欄（11）には「多動」、「性格特徴」欄（12）には「知的遅れのため、理解は苦手。多動があり困らせている。」との記載があるものの、他に当該各欄のいずれかの項目に該当すると判断し得る具体的な記載は認められないことからすると、〇〇さんについては、意識障害はなく、精神症状や問題行動の該当項目は少ないため、「社会性やコミュニケーション能力が乏しく、かつ、不適応な行動が見られる」とまでは認め難い。

また、「日常生活能力の程度」欄（13）では、食事、洗面、入浴は「全介助」、排泄は「おむつ必要」、衣服は「ボタン不能」、危険物は「全くわからない」と記載され、「要注意度」欄（14）では「常に嚴重な注意を必要とする」と記載されているものの、上記のとおり、本件診断書の作成時点における〇〇さんの年齢を踏まえると、〇〇さんの障害の程度について、2級の「発達障害があり、社会性やコミュニケーション能力が乏しく、かつ、不適応な行動が見られるため、日常生活への適応にあたって援助が必要なもの」（認定基準第7節・2・E・(3)）には至っておらず、法2条1項に規定する障害程度に該当しないものと判断することは相当である。

以上のとおり、〇〇さんの障害の程度は、法に規定する障害程度に該当しないものと判断される。また審査医も、本件診断書を基に、「知的障害については軽度知的障害程度に保たれている。意識障害、精神症状、問題行動が少ない。」として、法に規定す

る障害程度に該当しないと判断していることが認められる。

そうすると、審査医の審査結果を踏まえ、処分庁が〇〇さんの特別児童扶養手当認定請求を却下した本件処分を違法又は不当ということとはできない。

- 3 請求人は、担当医師が24時間目を離せないと診断しており、〇〇さんの障害の程度は1級に当たると主張する。

しかし、特別児童扶養手当に係る障害の認定は、認定請求書とともに提出された診断書を基に、認定基準により行うものであるところ（1・(3)）、上記2のとおり、本件診断書の内容を踏まえ、厚生労働省の事務処理基準に照らして、〇〇さんの障害の程度は法に規定する障害程度に該当しないものと判断されることから、請求人の主張をもって本件処分を違法又は不当とすることはできない。

- 4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

高橋滋、窪木登志子、筑紫圭一

別紙1及び2 (略)